

## 宮城県子ども食堂緊急支援事業補助金事業者募集のお知らせ

宮城県では、物価高騰の影響を受けた子ども食堂の運営団体等の負担を軽減するため、下記の事業に対して緊急的に補助を行います。

### ■対象事業

県内で幅広く子どもたちに対し、無料又は低額で会食又は配食を通じて食事の提供を行う地域に開かれた子ども食堂(食事の配送を含む。以下「子ども食堂」という。)を実施する事業とします。

なお、「会食」とは、会場で集まって食事をすることをいい、「配食」とは、会場で弁当や食事等を配布することをいいます。

### ■対象者、補助率、補助限度額

#### 1 補助対象者

補助金の交付対象者は、以下の要件を全て満たす団体・個人です。

- (1) 申請時に県内において子ども食堂を運営していること。
- (2) 子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届を施設の所在地を管轄する保健所(支所)に届け出ている(施設の所在地が仙台市の場合は、福祉食事サービス事業開始届を所管する保健所(各区役所衛生課)に提出している。)こと又は食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 本事業実施期間中に県内での活動の実績が確認できること。
- (4) 補助対象事業に係る収支について明確に把握し報告できること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

#### 2 補助率

補助対象経費の **3/4**

#### 3 補助限度額

1事業者あたり **30万円** (うち、物品購入費の補助限度額は10万円とする。)

### ■補助対象期間

令和7年12月1日(月)から令和8年4月13日(月)まで

### ■募集期間

令和7年12月26日(金)から **令和8年3月13日(金)まで**

※ 予算の上限に達した場合は、期間内でも受付終了となります。

### ■申請方法

下記のウェブサイトから申請書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と合わせて下記提出先まで 電子メールで、**令和8年3月13日(金)17時まで(必着)**に申請してください。

※ メールによる提出が難しい場合は、別途御相談ください。

### 申請書ダウンロード先(宮城県ウェブサイト、子どもの貧困対策下部)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kodomonohinkontaisaku.html>

申請書類: 交付申請書様式

## ■提出・問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県 保健福祉部 子ども・家庭支援課 家庭生活支援班

担当:高橋、伊藤

電話:022-211-2633 / メールアドレス:[kodomok@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kodomok@pref.miyagi.lg.jp)

## ■対象経費

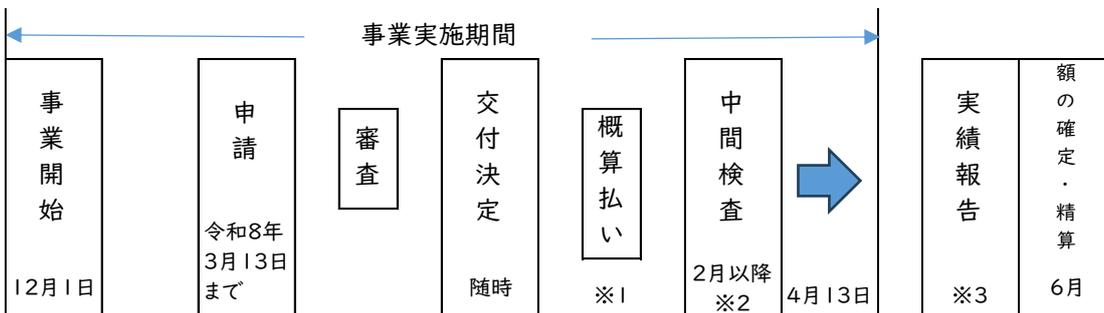
国や他の地方公共団体からの補助を受けている経費以外の事業実施に直接かかる経費のうち以下に掲げるもの。

補助対象経費	経費の内訳
光熱水費	子ども食堂の運営に必要な電気、ガス、水道、灯油代等
食材購入費	食事の提供に要する食材の購入費 ※飲用アルコールは補助対象外(料理酒として使用する場合はこの限りでない)
物品購入費	子ども食堂の運営に必要な物品の購入費 (例:調理器具、食器、容器、洗剤、消毒液等)
印刷費	子ども食堂の運営に必要なチラシ等の印刷費
会場使用料	子ども食堂の開催のための会場使用料 ※自宅や事務所等は除く。
配送交通費	ガソリン代、配送車レンタル料等

※ 証拠書類(領収書・請求書等)によって金額が確認できるものに限りします。

※ 領収書等による証明ができない経費については、一切補助金の対象とすることができませんので、御注意願います。

## ■補助金交付までの流れ(予定)



※1 交付決定後、交付決定額の5割まで概算払い(費用の前払い)を申請可能です。

残額分については、実績報告後の支払いとなります。

※2 中間検査は必要に応じて行います。

※3 提出期限は、事業完了の日から1か月を経過した日又は令和8年5月13日のいずれか早い日になります。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

**本補助金は毎年実施する補助金ではありません。**